

掛川市規則第2号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中

「

企画政策部	企画政策課	
	広報・シティプロモーション課	広報広聴係 シティプロモーション・移住促進係
	D X 推進課	デジタル戦略係 情報システム係

」

を

「

企画政策部	企画政策課	
	D X 推進課	デジタル推進係 情報システム係

」

に、

「

協働環境部	生涯学習協働推進課	協働推進係 自治活動支援係 中山間・海岸線地域振興係
-------	-----------	----------------------------

」

を

「

協働環境部	生涯学習協働推進課	自治活動支援係
-------	-----------	---------

」

に、

「

	健康医療課	健康企画係 母子保健係 成人保健係 特定健診係
--	-------	-------------------------

」

を

	健康医療課	健康企画係 おやこ保健係 成人保健指導係 成人健診係
--	-------	----------------------------

」

に、

「

	地域包括ケア推進課	地域企画係 中部地域健康医療支援センター 東部地域健康医療支援センター 西部地域健康医療支援センター 南部大東地域健康医療支援センター 南部大須賀地域健康医療支援センター
こども希望部	こども政策課	こども政策係
	こども希望課	こども育成支援係 園運営支援係
産業経済部	産業労働政策課	企業誘致推進係
	観光交流課	観光交流係

」

を

「

	地域包括ケア推進課	地域医療推進係 中部地域健康医療支援センター 東部地域健康医療支援センター 西部地域健康医療支援センター 南部大東地域健康医療支援センター 南部大須賀地域健康医療支援センター
こども希望部	こども政策課	こども政策係 こども家庭給付係
	こども希望課	こども家庭相談係 こども育成支援係 園運営支援係
産業経済部	産業労働政策課	企業誘致推進係 産業活性化推進係
	観光・シティプロモーション課	観光・シティプロモーション係 中山間・海岸線地域振興係

」

に、

「

都市建設部	都市政策課	計画・土地利用係 交通政策係
-------	-------	----------------

」

を

「

都市建設部	都市政策課	計画・土地利用係 交通政策係 建築・空き家対策係
-------	-------	--------------------------

」

に、

危機管理部	危機管理課	危機政策係 防災対策係 市民安心係
-------	-------	-------------------

を

危機管理部	危機管理課	危機政策係 防災・防犯対策係
-------	-------	----------------

に改め、同条第2項の表中

企画政策課	市長政策室	政策秘書係
	経営戦略室	経営戦略係 デジタル推進係
	ダイバーシティ戦略室	ダイバーシティ戦略係

を

企画政策課	秘書広報室	政策秘書係 広報広聴係
	経営戦略室	経営戦略係 デジタル戦略係
	ダイバーシティ戦略室	ダイバーシティ戦略係
生涯学習協働推進課	生涯学習推進室	協働推進係 生涯学習推進係

に、

福祉課	障がい福祉室	障がい福祉係 障がい支援係
健康医療課	地域医療推進室	地域医療推進係
地域包括ケア推進課	発達相談支援室	発達相談支援係
こども希望課	こども家庭総合支援室	こども家庭相談係 こども家庭給付係
産業労働政策課	産業活性化推進室	創業・労政係 商業振興係
	ふるさと納税推進室	ふるさと納税推進係
都市政策課	住宅政策室	建築住宅係 住まい・空き家対策係

を

「

福祉課	障がい福祉室	障がい福祉係 障がい支援係
地域包括ケア 推進課	発達相談支援室	発達相談支援係
産業労働政策 課	ふるさと納税推進室	ふるさと納税推進係

」

に改める。

第8条第4項第1号カ中「EMS（環境マネジメントシステム）、省資源、省エネルギー等」を「省資源、省エネルギー及びCMS」に改め、同条第5項第2号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 債権管理の総合調整に関すること。

第9条第1項第1号中「市長政策室政策秘書係」を「秘書広報室政策秘書係」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 秘書広報室広報広聴係

ア 広聴活動に関すること。

イ 市政情報の提供並びに広報刊行物の発行及びその配付に関すること。

ウ 市ホームページ並びにSNSの総合調整に関すること。

エ 行政相談に関すること。

オ 請願、陳情及び要望（自治会からの要望を除く。）に関すること。

カ 報道機関との連絡調整に関すること。

第9条第2項を削り、同条第3項第1号オ中「情報格差是正」を「デジタルデバイドの解消」に改め、同号オを同号キとし、同号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 行政系及び校務系ネットワーク以外のネットワークの管理及び運用に関すること。

エ 校務系の端末等機器の整備に関すること。

第9条第3項第2号イ中「ネットワーク及び」を削り、同号カ中「RPAの運用管理」を「最新デジタル技術の検証及び導入支援」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「土地情報システム」を「地理情報システム」に改め、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウ中「自治体情報システム標準化」の次に「及びガバメントクラウド」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次

に次のように加える。

ウ 行政系ネットワークの管理及び運用に関すること。

第9条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第9条の2第1項第2号中「協働推進係」を「生涯学習推進室協働推進係」に改め、同号ク中「管理運営」を「管理」に改め、同号ケを削り、同項第3号中「中山間・海岸線地域振興係」を「生涯学習推進室生涯学習推進係」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウ及びエを削り、同号オ中「森の都ならここの里の管理運営」を「生涯学習の総合調整」に改め、同号オを同号イとし、同号カを同号ウとし、同号キ中「海岸線地域の振興」を「社会教育委員」に改め、同号キを同号エとし、同号に次のように加える。

オ 社会教育関係団体の指導育成及び連絡調整に関すること。

カ 成人教育に関すること。

キ 公民館の管理運営に関すること。

ク 公民館運営審議会に関すること。

ケ その他社会教育全般に関すること。

第10条第1項第1号中サを削り、シをサとし、スを削り、セをシとし、同号ソ中「障がい者の就労支援」を「保護司」に改め、同号ソを同号スとし、同号に次のように加える。

セ 人権擁護委員及び人権擁護の啓発活動に関すること。

ソ 福祉館の管理運営に関すること。

タ 戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関すること。

チ 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること。

ツ 災害弔慰金、災害見舞金及び援護物資等に関すること。

テ 献血及び日本赤十字社に関すること。

ト 総合福祉センターの管理運営に関すること。

第10条第1項第2号中アからウまでを削り、エをアとし、オからクまでをイからオまでとし、ケからシまでを削り、スをカとし、セを削り、ソをキとし、タをクとし、同項第4号に次のように加える。

エ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定、指導及び監督に関すること。

オ 自殺予防対策に関すること。

カ 障がい者の就労支援に関すること。

第10条第2項中第1号を削り、同項第2号クを削り、同号を同項第1号とし、同項第3号中「母子保健係」を「おやこ保健係」に改め、同号ア中「母子手帳」を「母子健康手帳」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第2号とする。

キ こども家庭センター（母子保健機能）に関すること。

第10条第2項第4号中「成人保健係」を「成人保健指導係」に改め、同号ア及びイを削り、同号ウ中「保健事業等」を「保健事業（保健指導業務）等」に改め、同号ウを同号アとし、同号エを同号イとし、同号オ中「食生活推進協議会」を「食生活推進委員会」に改め、同号オを同号ウとし、同号カ中「若年がん患者等支援事業」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定保健指導、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業」に改め、同号カを同号エとし、同号に次のように加え、同号を同項第3号とする。

オ 掛川市国民健康保険条例（平成17年掛川市条例第113号）に基づく保健事業（国保保健指導）に関すること。

第10条第2項第5号中「特定健診係」を「成人健診係」に改め、同号イ中「（平成17年掛川市条例第113号）」を削り、「保健事業」の次に「（健康診査）」を加え、同号イを同号エとし、同号ア中「（昭和57年法律第80号）」を削り、「特定保健指導」を「高齢者の健康診査」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 健康増進法に基づく保健事業（健診・検診）等に関すること。

イ 結核検診に関すること。

第10条第2項第5号に次のように加え、同号を同項第4号とする。

オ 若年がん患者等支援事業に関すること。

第10条第5項第1号中「地域企画係」を「地域医療推進係」に改め、同号に次のように加える。

ウ 在宅医療体制の構築に関すること。

エ 医療制度及び地域医療制度の普及及び広報に関すること。

オ 地域医療体制の連携に関すること。

カ 救急医療に関すること。

キ 掛川市立総合病院の清算に関すること。

ク 中東遠総合医療センターの支援に関すること。

ケ 中東遠看護専門学校組合に関すること。

コ 東京女子医科大学との連携に関すること。

サ 吉岡彌生記念館の管理運営に関すること。

シ 吉岡彌生顕彰基金に関すること。

第10条の2第1項第1号中キを削り、クをキとし、ケからスまでをクからシまでとし、同項に次の1号を加える。

(2) こども家庭給付係

ア 児童福祉（要保護児童対策を除く。）に関すること。

イ ひとり親家庭への手当等に関すること。

ウ 児童手当に関すること。

エ 子ども医療費の助成に関すること。

第10条の2第2項第1号中「こども家庭総合支援室こども家庭相談係」を「こども家庭相談係」に改め、同号に次のように加える。

オ こども家庭センター（児童福祉機能）に関すること。

第10条の2第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第11条第1項第2号中「産業活性化推進室創業・労政係」を「産業活性化推進係」に改め、同号に次のように加える。

チ 商業の振興及び調整に関すること。

ツ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関すること。

テ 計量器及び計量指導に関すること。

ト 消費者教育及び消費者相談に関すること。

ナ 消費者関係団体との連絡調整に関すること。

ニ 掛川市消費生活センターに関すること。

ヌ 中心市街地の活性化推進（ソフト事業）に関すること。

ネ 中心市街地活性化基金に関すること。

ノ かけがわ街づくり株式会社に関すること。

第11条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第2項中「観光交流課」を「観光・シティプロモーション課」に改め、同項第1号中「観光交流係」を「観光・シティプロモーション係」に改め、同号に次のように加える。

シ シティプロモーションに関すること。

ス 移住及び定住に関すること。

セ 二十歳の集いに関すること。

第11条第2項に次の1号を加える。

(2) 中山間・海岸線地域振興係

- ア 地域づくりに関する計画及び事業の総合調整に関すること。
- イ 辺地総合整備計画に関すること。
- ウ 中山間地域の振興に関すること。
- エ 海岸線地域の振興に関すること。

第12条第1項第1号に次のように加える。

- セ 中心市街地の活性化推進（ハード事業）に関すること。
- ソ 路外駐車場に関すること。

第12条第1項第3号中「住宅政策室建築住宅係」を「建築・空き家対策係」に改め、同号に次のように加える。

- ケ 住宅政策の総合調整及び推進に関すること。
- コ 空き家等の対策に関すること。
- サ 子育て世代向け住宅の供給に関すること。

第12条第1項第4号を削り、同条第4項第2号に次のように加える。

- オ 市営住宅、再開発住宅及び住環境整備モデル住宅（以下「市営住宅等」という。）の管理に関すること。
- カ 市営住宅等の家賃の決定及び徴収に関すること。
- キ 市営住宅等の建設に関すること。
- ク J R掛川駅の南北広場及び広場内設備の維持管理に関すること。
- ケ 市営駐車場及び市営駐輪場の管理運営に関すること。
- コ 放置自転車防止対策に関すること。
- サ 掛川駅周辺施設管理特別会計に関すること。

第13条第2号中「防災対策係」を「防災・防犯対策係」に改め、同号に次のように加え、同条第3号を削る。

- セ 交通安全の総合企画及び安全対策推進に関すること。
- ソ 交通事故相談に関すること。
- タ 民間交通指導員に関すること。
- チ 暴力追放運動の推進に関すること。
- ツ 犯罪被害者支援窓口に関すること。
- テ 各種犯罪の予防啓発に関すること。

ト 交通安全及び防犯関係諸団体との連絡調整に関すること。

ナ その他市民の安全に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

2 掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年掛川市規則第6号）の一部を次のように改正する。

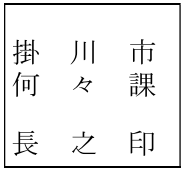
第3条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

(掛川市公印規則の一部改正)

3 掛川市公印規則（平成17年掛川市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表2の表中

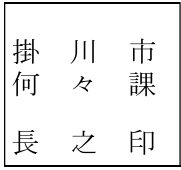
「

課長印		正方 18	れい書	課長名をもってする文書	30	課長
-----	---	-------	-----	-------------	----	----

」

を

「

課長印		正方 18	れい書	課長名をもってする文書	29	課長
-----	---	-------	-----	-------------	----	----

」

に改める。

(掛川市会計規則の一部改正)

4 掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中

「

企画政策部	企画政策課
	広報・シティプロモーション課

」

を

「

企画政策部	企画政策課
-------	-------

」

に、

「

観光交流課

」

を

「

観光・シティプロモーション課

」

に改める。